

平成 2 9 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 9 月 1 9 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成29年 9月19日 (火) 午後2時00分
3. 閉 会 日 時 平成29年 9月19日 (火) 午後2時42分

4. 出席農業委員 (19名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

5. 欠席農業委員 (0名)

6. 会議に付した案件

報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第30号	農地の転用事実に関する照会について
報告第31号	農地等の現況について (岩手県)
報告第32号	農用地利用配分計画の認可について
議案第48号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第49号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第50号	十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第53号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 7. 議事録署名委員

5番 箕輪展忠君                      6番 竹浦寿広君

## 8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	佐々木 勇 悦	事務局次長	市 澤 新 吾
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	力 石 浩 暢
事務局主任主査	山 崎 和 也	事務局主任主査	野 月 明 久
事務局主査	中 村 俊 文	事務局主事	江 渡 俊 裕

## 9. 書 記

事務局主査 中 村 俊 文

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年9月6日告示招集いたしました平成29年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 箕輪 展忠 委員、6番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今月は2件で、全て合意解約によるものです。17番は26ページ28番で貸借申請があります。18番は21ページ57番で貸借申請があります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）3ページをお願いいたします。報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページから5ページになります。今月は6件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。4ページ49番は貸借中です。50番は自ら耕作するものです。51番は農地として管理するものです。52番は一部が宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。53番は自ら耕作するものです。5ページになります。54番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）6ページをお願いします。報告第29号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。7ページになります。今回は農地法第3条の許可書2件の交付がありました。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、許可については、68番69番とも平成29年8月17日開催の第6回総会、議案第43号で承認を得ており、許可書は9月6日に交付しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）8ページをお願いいたします。報告第30号、農地の転用事

実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。9ページをお願いいたします。今回の照会件数は3件で、現地調査は9月6日に実施し、法務局への回答は9月8日に行っております。15番はスーパーカケモ切田通り店から東に約100メートル進んだ道路の北側です。申請地には築40年以上経過した住宅が建っていることから、非農地と回答しました。16番は清潮会クリニック前の十字路を大学通り方向に約50メートル進んだ道路の東側です。申請地は庭の一部となっていることから、非農地と回答しました。17番は国道4号沿いの一本松バス停から五戸方面に約120メートル進んだ地点から西に約110メートル進んだ道路の北側です。申請地は築数十年以上経過したと思われる農作業小屋が建っていることから、非農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）10ページをお願いいたします。報告第31号、農地等の現況について、岩手県。岩手県知事から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。今回の照会件数は1件12筆で、現地調査は9月6日に実施し、岩手県への回答は9月12日に行っております。11ページをお願いいたします。岩手県で公売するにあたり、対象地は農地法第3条の許可が必要かどうかについて回答したものでございます。1番から3番の場所は国道102号を西に向かい、百目木橋を渡った市道を西へ道なりに約350メートル進んだ道路から北に直線で約180メートルの地点で、水稻が作付けされていることから農地法第3条による許可が必要と回答しました。4番と5番の場所は立石集落の立石研修館の西側の隣接地で、昭和44年に建築した建物があるため、農地法第3条による許可が不要と回答しました。6番の場所は4番と5番の西側の隣接地で、一面に雑草が生えているが農地への復元は可能と判断し、農地法第3条による許可が必要と回答しました。7番と8番の場所は東北電力立石発電所から西に直線で約300メートルの地点で、現況は山林となっていることから農地法第3条による許可が不要と回答しました。9番の場所は立石研修館から三ツ沢開拓に向かう道路を約240メートル進んだ道路の西側で、現況は山林となっていることから農地法第3条による許可が不要と回答しました。10番の場所は9番の場所から三ツ沢開拓に向かう道路を道なりに約500メートル進んだ道

路の西側で、一面に雑草が生えていますが農地への復元は可能と判断し、農地法第3条による許可が必要と回答しました。11番の場所は、立石研修館から西に向かう道路を約380メートル進んだ道路の南側で、現況は山林となっており、農地法第3条による許可が不要と回答しました。12番の場所は鳥谷附集会所から西へ道なりに1.7キロメートル進んだ道路の南側で、現況は山林となっており、農地法第3条による許可が不要と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）12ページをお願いいたします。報告第32号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は平成29年度第3回総会議案第17号と平成29年度第4回総会議案第24号で、農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年8月7日と8月30日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。13ページをお願いいたします。賃借権の設定が13ページから15ページまでです。合計で8件38筆、98,326平方メートルです。16ページをお願いいたします。使用貸借による権利が16ページから18ページまでです。合計で10件40筆、77,224平方メートルです。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は小川会長職務代理者、竹浦委員、山崎委員の3名です。9月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

( \_\_\_\_\_ 委員 退席 )

再開 午後2時15分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（力石堅太郎君）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）19ページをお願いいたします。議案第48号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は9件で、うち所有権移転が4件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が1件です。まず所有権移転ですが、申請番号70番から73番の4件、すべて相手方要望による売買です。このうち、申請番号70番は新規就農となるため営農計画書を基に聴き取りを実施しました。譲受人は埼玉県在中ですが、妻の実家が十和田にあるということから、営農時は妻の実家に宿泊して農業を営むとのことで聴き取りの結果、問題ないいたしました。21ページは賃貸借及び使用貸借で、申請番号55番から58番までは相手方要望により賃貸借するもので、59番は使用貸借により親から子に経営移譲するものであります。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の70番から73番及び賃借権、使用貸借の55番から59番は農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）17番、米田委員。

委員（米田一典君）先ほどの報告での70番ですが、報告では本人は埼玉県で妻は十和田市の出身だと、妻の実家に農業をやらせるような発言でありましたが、\_\_\_\_さんですか、この人は農業やらないんですか。そうであるなら権利の移動は、私は保留すべきだなと考えますが、そのへんどうなんですか。

事務局長（佐々木勇悦君）お答えいたします。\_\_\_\_さんは現在埼玉県で会社を営んでいるそうです。ゆくゆくは会社は後継者に譲って、ゆくゆくは十和田市に来て農家を専門的にやりたいということで、北野の、前に\_\_\_\_の理事長をやった\_\_\_\_というんですけれども、その方の娘婿ということで、ここ何年かもちよくちよく来て農業をやっているということで、将来的には会社を後継者に譲って、専業農家をやりたいということでございます。以上です。

委員（米田一典君）そのゆくゆくとは何年後ですか。1年後ですか。それとも3年後ですか。

事務局長（佐々木勇悦君）お答えいたします。今も現在ちよくちよく来て農作業やっているということで、今回新規就農ということで正式になりますと、雇用も使ってやると言っていましたけど、会社を後継者に譲ったら正式にこっちに来てやりたいということで、何年後かは確認しておりませんでしたけども、近いうちにといいことで言っていました。以上です。

議長（力石堅太郎君）11番。

委員（甲田稔君）関連ですが、新規就農で3年間の営農計画書等を書いて提出することになっていますが、例えば1年後はどうゆう営農計画になっているんですか。2年、3年とどのようになっているんですか。

事務局長（佐々木勇悦君）営農計画書では、作付けは長芋になっていました。長芋で計画がでて、3年間の報告は求めていくつもりでございます。以上です。

議長（力石堅太郎君）11番、よろしいですか。

議長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時22分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）22ページをお願いします。議案第49号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。6番 竹浦寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。9月6日午後に、小川会長職務代理者、山崎委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の1件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号10番は労力不足のため売買するもので、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を9月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）今回申請のあった所有権移転1件及び賃借権2件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）25ページをお願いいたします。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。26ページをお願いいたします。賃借権の設定が3件9筆、20,206平方メートルです。28番は協力金対象外です。29番30番は経営転換協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は全て10年間となっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）27ページをお願いします。議案第51号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。今月は申請番号3番と4番の2件でありました。申請番号3番の転用事由は貸家建築で、30ページの5条転用の申請番号38番と併せて合計6棟の貸家を建築するものであります。6棟のうち2棟は申請人の母が許可を得ずに建てていることから、始末書付きで申請となっています。聴取調査は私がしました。母はすでに亡くなっております。亡くなる前ですが、平成15年に許可を受けて、当時は農業用倉庫を作る条件でありましたが、建ったのは貸家2棟でありました。ということで我々は聴き取り後、厳しく保留になるかもしれないよということを私はニュアンス的なことを言いまして、帰ってもらいましたけれども、当日メンバーでお話しして、あまり厳しくというのなんですが、今回はいいのかなということで、聴取調査員でお話ししております。今後このようなことがないよう申請者に強く指導するよう事務局に私は言っております。申請番号4番は農機具保管庫の建築ということで、許可を得る前にすでに着工となっていることから、始末書を添付させています。農地区分については、3番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号4番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしているということで、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます。

議 長（力石堅太郎君）山崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）3番の場所は清潮会クリニック西側道路を南へ約120メートル進んだ道路の東側です。4番の場所は県道米田六戸線の泉田地区にある屯所の南側です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（力石堅太郎君）17番。

委 員（米田一典君）3番の工事着工が29年10月20日になってました。調査委員の話ですと、もう貸家が建っていましたよという話でしたので、工事着工日は誤りではないのかなと。

農地係長（越田守君）お答えいたします。工事着手を29年10月20日からとしておりますが、これは貸家建築6棟の分で、すでに先行して建っております2棟を除いた分、残り4棟は新たに建てるもので、新規の計画となりますので、新たに建てる分は29年10月20日から建てたいというものであります。また先に建った2棟につきましては、さきほど山崎委員からありましたとおり、平成15年に建築してすでに建っているものでございます。以上でございます。

議 長（力石堅太郎君）17番、よろしいでしょうか。

議 長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）29ページをお願いします。議案第52号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君） それでは、4条に続いて第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の転用は、今月は申請番号38番から42番までの5件です。申請番号38番は先ほどの4条申請の申請番号3番と同一事業で、親から農地の贈与を受け貸家を建築するものです。39番40番は、ともに自己住宅の建築ですが、39番が農地を買い受けて取得する。40番は使用貸借により農地を借りて建築するということになっております。申請番号41番42番は農地を買い受けて、それぞれ7区画と15区画の宅地分譲を行うものであります。農地区分については、申請番号38番から42番までの5件すべて、都市計画法の用途地域内、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。報告といたします。なお、宅地分譲あるいは建売分譲等大区画のものについては、工事完成は計画書に出ておりますので、それを確認しながら事務局で進捗状況等みながら指導していくということを事務局にお願いしておりました。以上です。

議長（力石堅太郎君） 山崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 38番の場所は清潮会クリニック西側道路を南へ約120メートル進んだ道路の東側です。39番の場所は六郷会館から東に約110メートル進んだ地点です。40番の場所は有限会社照井自動車工業から北東に約120メートル進んだ地点です。41番の場所は十和田中学校から北西に約340メートル進んだ地点です。42番の場所は有限会社大柳新聞店北側道路を東に約210メートル進んだ道路の南側です。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第52号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 31ページをお願いします。議案第53号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。32ページお願いいたします。十和田市長から平成29年8月31日付で農業振興地域整備計画の変更に関する意見について照会がありました。33ページから34ページになります。今回は用途変更2件、除外3件、編入1件、合計6件です。まず最初に1番の場所は市役所から北西方向約1.5キロメートル先に位置し、県道田代十和田線沿いの検行平牧野の一部です。当該地に太陽光発電事業を予定しておりますが、農業委員による現地調査では雑草等一部に低木がみられるが10ヘクタール以上の団地を形成し、第1種農地に該当することを確認しました。また昨年、県の構造政策課の担当者も現地を確認しておりますけれども、同様の見解を示しております。第1種農地は原則許可することができないこととされており、この場所での太陽光発電事業は例外規定のいずれにも該当しないため、転用許可は認められないと判断されます。よって除外は不相当と判断されます。2番の場所は市役所から北に約4キロメートル先に位置し、南側は農地ですが三方を山林に囲まれています。当該地は第2種農地で、農用地区域に編入することにより、優良農地の保全が図られ、農業振興に寄与すると判断されるため、編入は適当と判断されます。3番の場所は市役所から南東方向に約6キロメートル先に位置し、北側に申請者の工場があり、三方を山林に囲まれています。当該地は第2種農地で、申請者の本社工場に隣接した場所で、新規に工場を建設するため除外するもので、除外は適当と判断されます。4番の場所は市役所から南東に約7.5キロメートル先に位置し、泉田集落内の県道沿いです。当該地に農業用施設を建築するため、農振区分を農地から農業用施設用地に変更するもので、用途変更は適当と判断されます。5番の場所は市役所から西に約5キロメートル先に位置し、高森山総合運動公園手前にある十和田乗馬倶楽部のドーム型建物の南側に位置します。当該地に厩舎を建築するため、農振区分を農地から農業用施設用地に用途変更するもので、用途変更は適当と判断されます。ここにつきましては5月に工事着手しているため始末書付きであります。34ページお願いいたします。6番の場所は市役所から南西に約11.5キロメートル先に位置し、笹畑集落から南に約650メートル先の地点です。当該地は十数年前に植林しており、現況が山林となっているため、除外が適当と判断されます。これも始末書付きであります。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君） 17番。

委員（米田一典君） 1番は不相当ということですか。

事務局長（佐々木勇悦君） 除外は不相当ということですか。

議 長（力石堅太郎君） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第53号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時42分 —————